各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス 代表者名 代表取締役社長 横江 実 (コード:3731、東証マザーズ) 問合せ先 取締役管理部長 湯瀬 昭宏 (TEL022-722-0333)

株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ

当社が平成26年2月28日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式発行について、以下のとおり、当社の株主から当該新株式発行の差止め請求に係る仮処分の申立てがなされましたので、お知らせいたします。

1. 差止め請求に至った経緯

当社は、平成26年2月28日付「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、本新株式発行を実施することを決議しております。

しかしながら、当社株主より平成26年3月7日付で、本新株式発行を差止める仮処分命令の 申立てが仙台地方裁判所に行われました。

2. 仮処分の申立てをした株主の概要

(1)	名称	株式会社光通信
(2)	所 在 地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号光ウエストゲートビル
(3)	代表者の役職・氏名	玉村剛史
(4)	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	1, 262, 000 株(22. 48%) (平成 26 年 3 月 7 日現在)

3. 申立てがあった年月日

平成 26 年 3 月 7 日

4. 申立ての内容

当社が受け取った仮処分命令申立書によれば、本新株式発行は、現経営陣の支配権維持のためになされたもので、著しく不公正な方法によるものであり、それによって申立人は不利益を受けるおそれがあるため、本新株式発行を差止める仮処分命令の申立てを行ったとのことです。

5. 今後の見通し

本新株式発行は、当社の事業展開のために必要な資金を調達し、これにより積極的な事業展開や有利子負債圧縮等を図り、当社の成長戦略の推進スピードを飛躍的に向上させ、当社の収益力の強化や財務基盤の強化を図ることを可能にするために行うものであり、さらに、株式会社ノジマとの強固な資本関係のもとで、収益性の改善と安定を実現し、当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与するものであるため、現経営陣による支配権維持目的による著しく不公正な方法によってなされたものであるとの申立人の主張は著しい誤りがあるものと言わざるを得ません。当社としましては、申立人の主張は理由がないものとして、本新株式発行の適法性・適正性を主張して参る所存です。

(参考) 平成26年2月28日決議の第三者割当増資の概要

発 行 新 株 式 数	普通株式 6,104,700
発 行 価 額	1 株につき 344 円
発行価額の総額	2, 100, 016, 800 円
払 込 期 日	平成 26 年 3 月 31 日
	① 移動体通信店舗事業における店舗改装・店舗移転対応及び新規
	出店・店舗網再編対応 1,150,000,000 円
調達資金の使途	② テレマーケティング事業における拠点拡大 225,000,000円
	③ 基幹システムの改善・強化 160,000,000円
	④ 財務体質の改善・強化(有利子負債の返済)455,016,800円
割当先及び割当株式数	株式会社ノジマ 6,104,700 株

[※] 詳細は、平成26年2月28日付け当社プレスリリース「株式会社ノジマとの業務資本提携及 び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動 に関するお知らせ」をご覧下さい。